

**令和7年度 社内高度AI人材育成講座業務委託
質問書に対する回答**

質問内容	回 答
1. 募集要項 7 選定方法 (3) 評価基準 格評価項目の詳細な点数配分をご教示いただくことは可能でしょうか。	各評価項目の点数配分は開示できません。
2. 仕様書 (3) 受託負担金 受講者から実費(5万円程度)負担させると記載されているが、ここで徴収した費用は静岡県に納品するという理解で相違ないでしょうか。	受講者が支払う実費(5万円程度)は受託者の収入とすることを想定していますので、見積の算出にあたってはそれを前提としてください。
3. 応募申込書などに記載のある「発行責任者」と提案内容の概要にある「業務責任者」は同一の者である必要があるか。	同一者である必要はありません。
4. 第9条では「委託業務の実施による成果物に係る所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に基づく権利を含む)は、甲に帰属する」とありますが、この「成果物」の範囲はどのようになりますでしょうか。 特に仕様書(4)の「納品物」に含まれる「教材データ一式」は既存の当社独自教材を含むものでしょうか、それとも本業務のために新規に作成するものに限定されるでしょうか。	「成果物」は仕様書に記載した納品物です。 また、「納品物」に含まれる「教材データ一式」は既存の貴社独自教材を含みます。
5. 第9条第2項における「複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む」の具体的な範囲と目的をどのようになりますでしょうか。これは県の内部使用に限定されるものでしょうか、あるいは他の自治体や企業への展開も想定されているのでしょうか。 仮に県側で二次的著作物が創作された場合、その著作権の帰属はどうなりますか。また、そのような二次的著作物が県以外の第三者に提供される可能性はありますか。	講座内容を対外的にPRするために成果物を使用する場合があります。なお、利用範囲については、契約前に、県と受託予定事業者が協議のうえ決定します。 また、二次的著作物を創作した場合、著作権は創作者である県に帰属します。提供範囲については、上記と同様に県と協議のうえ決定します。
6. 仕様書(1)の「到達目標」には「企業課題を解決できるAIシステムを企画できる」「実際に動くPoCを作成できる」とありますが、この達成の判断基準は何でしょうか。また、受講者が目標を達成できなかった場合の責任範囲はどうなりますか。	到達目標の達成に関する定量的な判断基準は設けていませんが、本事業の目的も鑑みて県と協議して判断します また、仮に目標を達成できなかった場合は未達成の原因を分析し、対応を県と協議いただきます。

<p>7. 仕様書(2)の「参加者フォロー」について、「講義日以外の機会もオンラインコミュニケーションツール等を活用して、受講者をフォローする」とありますが、このフォローの範囲と頻度に制限はありますか。 24時間対応が必要でしょうか。</p>	<p>フォローの範囲と頻度に制限はなく、24時間対応いただく必要はありません。受講者が目標に到達できるよう必要に応じてフォローしてください。</p>
<p>8. 仕様書(2) 委託業務の範囲 「(受講者募集)講座案内のウェブサイト」とありますが、申し込みができる特設ページを作るという認識でしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
<p>9. 受講者の選定はどのように行う予定でしょうか。(先着順、選抜など)</p>	<p>先着順を想定しています。</p>
<p>10. 「(申込者管理)参加費入金確認等」とありますが、どのような方法をお考えでしょうか。(振込、クレジットカード決済など)振込先となる銀行口座はご用意いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>上記2の回答のとおり、受講者が支払う実費は受託者の収入とすることを想定しているため、振込方法、振込先等は受託者が検討、準備してください。</p>
<p>11. 研修の実施方法は全て対面で配信をする形でしょうか。それともオンラインのみでの開催も可能でしょうか。</p>	<p>オンラインのみによる開催も可能です。 なお、講座の目的や参加者同士の学びあいの促進等、仕様書に記載されている内容を踏まえて提案してください。</p>
<p>12. 「(講義の実施)オンライン開催：動画を録画・配信し、受講者からの質問の受付を行うこと」とありますが、ハイブリッド開催だけでなく、録画したものを流すオンライン開催も含まれますでしょうか。</p>	<p>含まれます。</p>
<p>13. 「(動画作成)2分程度のプロモーション動画」が一般公開される目的を教えてください。 (例：本プログラムの認知度向上、次年度の集客のため等)</p>	<p>講座の認知度向上を目的としています。</p>
<p>14. 仕様書(3) 受講者負担金 「テキスト代等の実費(5万円程度)を負担させ、受託者が徴収すること」とありますが、こちらも「参加費」と同じ方法で行うのでしょうか。</p>	<p>「テキスト代等の実費(5万円程度)」は参加費のことを指します。</p>
<p>15. 仕様書(5) 著作権等の～～ 「受託者が作成した～～受託者から県に無償で移転し、県に帰属する(ただし、受託者が従来から～～留保されるものとする)」とありますが、受託者の著作物をもとに作られるテキスト、動画等を本講座の以外の目的で使用しないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>著作権等が県に帰属する成果物(テキストや動画等)のみ、本講座の実施目的外で使用することがあります。(例：本事業のPR等)</p>